「郡山信用金庫　通帳レス口座」に関する特約　新旧対照表

旧	新
１．（特約の適用範囲等） （略） **２．（通帳レス口座）** （１）通帳レス口座は、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて『しんきん通帳アプリ』の利用により入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。 （略） **８．（預金の払戻し等）** （１）店頭における通帳レス口座の**普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続**をするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『しんきん通帳アプリ』における有効な口座情報の提示**が必要です**。 （２）前項の**払戻しまたは解約等**の手続きに加え、当該預金の**払戻しまたは解約等**を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは**払戻しまたは解約等**を行いません。 （略） 以上 （令和３年６月２０日現在）	**１．（特約の適用範囲等）** （略） **２．（通帳レス口座）** （１）通帳レス口座**と**は、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて『しんきん通帳アプリ』の利用により入出金明細を確認いただく**普通**預金口座をいいます。 （略） **８．（預金の払戻し等）** （１）店頭における通帳レス口座の**お取引**をするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『しんきん通帳アプリ』における有効な口座情報の提示**を求めることがあります**。 （２）**当金庫は、**前項の**お取引**の手続きに加え、当該預金の**お取引**を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは**お取引**を行いません。 （略） 以上 （令和７年２月２５日現在）